

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在	
～2021年10月31日	2021年11月1日～

<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">第12章 雑則 (光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等)</p> <p>第56条の2 Universal One契約者（料金表通則に規定するベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのUniversal Oneサービスにおいて使用される光アクセス回線について、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略) 2 (略) (注) (略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>料金表 通則 (V P Nサービスの区別等)</p> <p>14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">通信の区分</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギランティアアクセス</td> <td>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの</td> </tr> <tr> <td>ギランティ（セントアエンド）アクセス</td> <td>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間</td> </tr> </tbody> </table>	通信の区分	内 容	ギランティアアクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの	ギランティ（セントアエンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間	<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">第12章 雑則 (光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等)</p> <p>第56条の2 Universal One契約者（光アクセス回線からIPv6（IPoE）方式による通信を利用してUniversal One網との接続を行うUniversal Oneサービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのUniversal Oneサービスにおいて使用される光アクセス回線について、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略) 2 (略) (注) (略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>料金表 通則 (V P Nサービスの区別等)</p> <p>14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">通信の区分</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 5px;">レイヤー3の通信の区分</td> </tr> <tr> <td>ギランティアアクセス</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ギランティ（セントアエンド）アクセス</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通信の区分	内 容	レイヤー3の通信の区分		ギランティアアクセス	(略)	ギランティ（セントアエンド）アクセス	(略)
通信の区分	内 容														
ギランティアアクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの														
ギランティ（セントアエンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間														
通信の区分	内 容														
レイヤー3の通信の区分															
ギランティアアクセス	(略)														
ギランティ（セントアエンド）アクセス	(略)														

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在	
～2021年10月31日	2021年11月1日～

	<p>の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度（Universal One網が通常状態である場合において最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）による通信を確保するもの</p>		
ギャランティ（フレキシブル）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するものであって、カスタマポータル（当社が、当社のカスタマポータル規約に基づき提供するサービスをいいます。以下同じとします。）によりその品目等を変更できるもの	ギャランティ（フレキシブル）アクセス	（略）
バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの	バーストアクセス	（略）
ベストエフォート（ハイグレード）アクセス	ベストエフォート（品目に係る符号伝送速度による通信を確保しないものをいいます。以下同じとします。）のものであって、利用できる回線制御装置が料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定するUniversal OneターミナルのP型-1に限るもの	ベストエフォート（ハイグレード）アクセス	（略）
ベストエフォート（IPoE）アクセス	ベストエフォートのものであって、光アクセス回線からIPv6（IPoE）方式による通信を利用してUniversal One網との接続を行うもの	ベストエフォート（IPoE）アクセス	（略）
ベストエフォートアクセス	ベストエフォートのものであって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォート（ライト）アクセス及びワイヤレスアクセス以外のもの	ベストエフォートアクセス	（略）
ベストエフォート（ライト）アクセス	ベストエフォートのものであって、基本機能としてインターネット通信を行うことができるもの	ベストエフォート（ライト）アクセス	（略）
ワイヤレスアクセス	ベストエフォートのものであって、無線による通信を行うもの	ワイヤレスアクセス	（略）
		<u>レイヤー 2の通信の区分</u>	
		<u>ギャランティアクセス</u>	<u>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在	
～2021年10月31日	2021年11月1日～

<p>備考</p> <p><u>1</u> ギャランティ（フレキシブル）アクセス、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスは、レイヤー3に限り提供します。</p> <p><u>2</u> 回線契約者（レイヤー3に係る者であって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係る者に限ります。）は、Universal Oneターミナル（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する回線制御装置のUniversal Oneターミナルをいいます。以下<u>備考14</u>までにおいて同じとします。）を設置していただきます。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> 回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限ります。）は、Communication ターミナル（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する回線制御装置のCommunication ターミナルをいいます。以下<u>備考14</u>までにおいて同じとします。）を設置していただきます。</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）は、レイヤー3 <u>であって、Universal Oneターミナルを利用するもの</u>に限り提供します。</p> <p><u>9</u> （略）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">ギャランティ（センタエンド）アクセス</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">バーストアクセス</td> <td style="padding: 5px;">回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ベストエフォートアクセス</td> <td style="padding: 5px;">ベストエフォートのもの</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p><u>1</u> 回線契約者（レイヤー3に係る者であって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係る者に限ります。）は、Universal Oneターミナル（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する回線制御装置のUniversal Oneターミナルをいいます。以下<u>備考13</u>までにおいて同じとします。）を設置していただきます。</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限ります。）は、Communication ターミナル（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する回線制御装置のCommunication ターミナルをいいます。以下<u>備考13</u>までにおいて同じとします。）を設置していただきます。</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）は、Universal Oneターミナルを利用するものに限って提供します。</p> <p><u>8</u> （略）</p>	ギャランティ（センタエンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの	バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの	ベストエフォートアクセス	ベストエフォートのもの
ギャランティ（センタエンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの						
バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの						
ベストエフォートアクセス	ベストエフォートのもの						

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在

～2021年10月31日

2021年11月1日～

10 ワイヤレスアクセス（バックアップ契約に係るものに限ります。）は、レイヤー3であって、そのメイン契約がUniversal One ターミナル又はCommunication ターミナルを利用するもの限り提供します。

11 （略）

12 （略）

13 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考14までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) （略）

(2) （略）

14 （略）

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア～オ （略）

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目			内 容
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)
	D S L 回線に係るもの	(略)	(略)
備考 1～3 （略）			

キ （略）

(4) VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア～イ （略）

ウ セッションに係る区別

9 ワイヤレスアクセス（バックアップ契約に係るものに限ります。）は、そのメイン契約がUniversal One ターミナル又はCommunication ターミナルを利用するもの限り提供します。

10 （略）

11 （略）

12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) （略）

(2) （略）

13 （略）

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア～オ （略）

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目			内 容
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)
	D S L 回線に係るもの	(略)	(略)
備考 1～3 （略） <u>4 レイヤー2のベストエフォートアクセスについては、D S L 回線に係る品目を提供しません。</u>			

キ （略）

(4) VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア～イ （略）

ウ セッションに係る区別

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在	
～2021年10月31日	2021年11月1日～

セッションに係る区別	内 容
シングルセッション	通信セッションの数が1セッションのもの
<u>デュアルセッション</u>	<u>通信セッションの数が2セッションのもの</u>
備考	
<p>1 当社は、セッションに係る区別を、レイヤー2のベストエフォートアクセスに限り提供します。</p> <p>2 <u>光アクセス回線に係る1Gb/sの品目は、シングルセッションに限り提供します。</u></p>	

工 通信量に係る区別

通信量に係る区別	内 容
(略)	(略)
備考	
1～5 (略)	
6 <u>回線契約者は、通信量に係る区別の変更を請求することはできません。</u>	

セッションに係る区別	内 容
シングルセッション	(略)

備考

当社は、セッションに係る区別を、レイヤー2のベストエフォートアクセスに限り提供します。

工 通信量に係る区別

通信量に係る区別	内 容
(略)	(略)
備考	
1～5 (略)	

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-4 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	契約事業者 が東日本電 信電話株式 会社のもの	契約事業者 が西日本電 信電話株式 会社のもの

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-4 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	契約事業者 が東日本電 信電話株式 会社のもの	契約事業者 が西日本電 信電話株式 会社のもの

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在

～2021年10月31日

2021年11月1日～

シングルセッションに係るもの	<u>DSL回線に係るもの</u>		<u>18,300円</u>	<u>18,150円</u>
			<u>(20,130円)</u>	<u>(19,965円)</u>
	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	17,900円 (19,690円)	18,100円 (19,910円)
マンション		17,900円 (19,690円)	18,100円 (19,910円)	
<u>デュアルセッションに係るもの</u>	<u>DSL回線に係るもの</u>		<u>26,550円</u>	<u>26,400円</u>
			<u>(29,205円)</u>	<u>(29,040円)</u>
	<u>光アクセス回線に係るもの</u>	ファミリー	<u>33,600円</u> <u>(36,960円)</u>	<u>33,800円</u> <u>(37,180円)</u>
マンション		<u>33,600円</u> <u>(36,960円)</u>	<u>33,800円</u> <u>(37,180円)</u>	

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額	
シングルセッションに係るもの	<u>DSL回線に係るもの</u>	11,200円(12,320円)	
	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	11,200円(12,320円)
		マンション	11,200円(12,320円)
<u>デュアルセッションに係るもの</u>	<u>DSL回線に係るもの</u>	<u>19,450円(21,395円)</u>	
	<u>光アクセス回線に係るもの</u>	ファミリー	<u>26,900円(29,590円)</u>
		マンション	<u>26,900円(29,590円)</u>

シングルセッションに係るもの	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	(略)	(略)
		マンション	(略)	(略)

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
シングルセッションに係るもの	光アクセス回線に係るもの	ファミリー (略)
		マンション (略)

附 則（令和3年10月27日 D P S 第00841901号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているUniversal Oneサービス等であって、次に掲げるものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(1) Universal Oneサービス

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年11月1日現在	
～2021年10月31日	2021年11月1日～
	<p><u>ア レイヤー2 ベストエフォートアクセス シングルセッション</u> (DSL回線に係る品目に限ります。)</p> <p><u>イ レイヤー2 ベストエフォートアクセス デュアルセッション</u></p> <p>(2) <u>Group-Etherサービス</u></p> <p><u>3 前項の場合において、Universal Oneサービス等に係る契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。</u></p> <p><u>(1) 移転（同一の建物内の移転に限ります。）</u></p> <p><u>(2) 氏名等の変更</u></p> <p><u>4 当社は、Universal Oneサービス等に係る契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。</u></p> <p><u>(1) 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。</u></p> <p><u>(2) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>